

		考え方、取り扱いが参考になった。
		視線入力方式の意思伝達装置について支給対象者の例をこれまで知らなかつたが、どういった人に適していて、どういった人には慎重に判断すべきかが示されている点。
122		同様のケースの相談があつたが、ipadは汎用機器であり専用機器には該当しないため補装具としては支給できないとの助言の参考とした。
		実際に問い合わせがあり、スムースに答えられました。
		ipadは、専用機器に該当しない。
123		補聴器の両耳支給希望者への説明として明確で今後の参考にしたいと考えた。
		支給についての考え方の再確認の参考になった。
125		市町村からの照会に対し、回答する際に参考となつた。
		重度難聴者への耳あな型補聴器の判定については、今まで判定医師の意見により判断してきましたが、今後相談所として適応するうえでの考え方の参考とした。
		実際に問い合わせがあり、スムースに答えられました。
		支給についての考え方の再確認の参考になつた。
126		市町村からの照会に対し、回答する際に参考となつた。
		補聴器の構造について、新たに知ることができ、相談があつた時の判断に参考となる。
		人工内耳の片耳装用者の他耳への補聴器使用の考え方方はよくわかつた。どの程度をもつて効果があるとしたら良いかを示していただければもっと助かります。
127		市町村からの照会に対し、回答する際に参考となつた。
128		実際に問い合わせがあり、スムースに答えられました。
135		考え方として参考になりました。
		車載用座位保持椅子の加算方法について、事務の参考になつた。
		市町村から、児の座位保持いす（車載用）、歩行器の相談があつた時、基準額の考え方等が具体的に書かれており、参考となつた。
139		市町村から、児の座位保持いす（車載用）、歩行器の相談があつた時、基準額の考え方等が具体的に書かれており、参考となつた。
144		併給に対する考え方の方向性が理解できた。
147		難病等を原因とする聴力低下者及び視力低下者に対する、補装具判定の対応が具体的に書かれていたので参考となつた。
		考え方として参考になりました。
148		難病等を原因とする聴力低下者及び視力低下者に対する、補装具判定の対応が具体的に書かれていたので参考となつた。
151		考え方として参考になりました。
全体的		類似の案件が発生する度に各担当が随時活用させていただいております。
		回答をみて、当所の考え方方が間違つていなかつたと確認でき、自信をもつて判断できたという体験がよくある。
		全体を通じて制度の理解や解釈が深まり、判断の参考になつています。
		全般的に、判定の基本的な考え方方が整理でき、日々の業務への参考になつてゐる。
		全般的に業務の参考とさせていただいています。

問3：平成27年度に「補装具費支給判定基準マニュアル」として完成版を作成する予定です。その際は、市町村、補装具製作業者、医療機関等に補装具支給制度の共通理解を得ることを目的として、公開できる内容に限定して作成したいと考えています。

Q&Aの中で公開に相応しくないと思われるものがありましたら、具体的なQ番号をお示しください。(複数回答可) 可能でしたら具体的にどういう部分が公開されると問題になるか、どのように修正すれば公開可能になるかをご教示ください。

Q番号	意見
1	下肢7級の方の装具に関しては、個別の事情や状態に応じて判断しております。一律に認められるのではないかという期待を持たれては困るので、公開しないことを希望します。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・補装具のほとんどが非課税なのは、この通知等に基づいて、こうなっているというところから説明したほうがよい。 ・100分の105で取り扱う物品は何かについても、説明がいると思う。 ・「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて(平成3年9月26日社更第199号障害福祉・母子衛生課長連名通知)」の名称を、参考に記載したほうがよい。
9	当更生相談所ではこの様な取扱いはしていないため、掲載は遠慮いただきたい。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省告示で示された基準額と、カタログ価格や定価は全然性質が違うものなので、混ぜて考えるのはおかしい。身体障害者更生相談所は、厚生労働省告示で示された基準額を元に判定書を作成するというのが正しいスタンスではないか。市町村が交付決定をするときに、判定書の概算額と実際の価格を比較して、低いほうで交付決定するというのが本来の姿ではないか。・不適切なQ&Aなので削除してほしい。
11	<p>近年、製作業者や補装具使用者またはその保護者等から、特例補装具の要望が増加傾向にあります。よってこの情報を開示すれば「特例の考え方（真にやむを得ない要件について記載されているため）」を逆手にとり、特例補装具を支給してほしいという要望が更に増加することが危惧されます。</p> <p>特例補装具として考える、扱う、と言う表記が、Q19、31、81、88、102、103、119、125、135、139、140、145の中に出てくるが、Q11にある特例補装具における真にやむを得ない条件についての説明が弱い気がする。何でも特例なら支給可能と考えられてしまわないかと、危惧する。</p>
12	<p>近年、製作業者や補装具使用者またはその保護者等から、特例補装具の要望が増加傾向にあります。よってこの情報を開示すれば「特例の考え方（真にやむを得ない要件について記載されているため）」を逆手にとり、特例補装具を支給してほしいという要望が更に増加することが危惧されます。</p>
13	<p>Q13:・回答からは、「入浴用の短下肢装具は支給される可能性が大きい」と読める。 ・「短下肢装具の使用により入浴動作の自立度や安全生が明らかに向上するなどの効果が確認できる」とは全ての場合に当てはまると思える。この疑義回答は、公開しないほうがよい。</p> <p>Q13:入浴等の限定した目的に装具を作成できるという回答はいろいろ論議を呼びそうな気がします。（直接、生活場面を確認できれば考えられますか）</p> <p>Q13:入浴用は屋内動作の一つとられており、屋外・屋内・入浴用と3個目の支給につながるため、入浴動作のみで補装具2個目の支給は認めておりません。設問を残す場合、「ただし、入浴用の2個目の補装具支給については各更生相談所により解釈が分かれます。」と追記が必要と考えます。</p> <p>当更生相談所ではこの様な取扱いはしていないため、掲載は遠慮いただきたい。</p> <p>入浴用の装具については、個別の事情や状態に応じて判断しております。一律に認められるのではないかという期待を持たれては困るので、公開しないことを希望します。</p> <p>入浴用での短下肢装具の申請は多いが、交付と判定されるケースはほとんど無い。その中で現在の表記では条件は示されているものの、比較的安易に入浴用での交付が可能と拡大解釈されるおそれがあり得るのではないかと思われるため。</p> <p>プラスチック製の装具（SHB）は外出時は上から靴を履いて使用する等、1個で生活全般において使用できるものとなっており、日常生活上のある場面専用に作製できるものではないと相談者に納得していただいている。現況では誤解を招きかねないため、公開すべきではないと思われます。</p> <p>「2個目を支給することは可能です。」という1文があることで、その文章のみが引用される危険性がある。この点については、更生相談所の職員であれば承知している内容ではないか。</p> <p>職業または教育上以外での補装具の2個目の支給については、その他のADLの限局した動作に対し支給が可能であると考えてしまうのではないかと危惧します。</p> <p>入浴用短下肢装具は基本認めていません。⇒回答で示されているところと当相談所での扱いにかけ離があります。現場の業務に支障をきたす恐れがあるので、非掲載としていただきたいと思います。</p> <p>「…、2個目を支給することも可能です。」とすると、容易に2個を希望する傾向が危惧されるため、「…、確認した上で2個目の支給を考慮することも可能です。」のように修正していただきたい。</p> <p>安易に入浴用の短下肢装具が支給できるように読みなくもありません。「入浴用の硬性短下肢装具の支給を検討する場合、」とし、「効果を十分確認する必要があります。」と結ぶのがいかがでしょうか。</p>

		Q&Aの回答内容のみですと、2具支給可能と捉えられるようにも思います。環境整備（住宅改修や・日常生活用具の導入）、訪問看護等マンパワーの活用・デイサービス等で行われている施設入浴の活用等の方法がとれない理由を明確にする等、補装具判定委員会からの回答にあるような詳しい内容が記載されると公開可能と考えます。
15	Q15: 「3個目がなければならない」・・・慎重に対応すべきと考えます。 →「慎重ではあるが対応可能」といっていると解釈できるため、「3個目の支給は原則として考えられません。」というところで文章を終了していただきたい。 「『3個目がなければならない』とする場合は～慎重に対応すべき」の部分については、3個目もあり得るとなつてしまふため、削除していただいた方が良いかと思われます。	
	「「3個目がなければならない」とする場合は「3個目がなければならない」」というところからは、削除していただきたい。	
	「3個目がなければならない」とする場合は、・・・以下については、3個目の補装具の支給が可能と考えてしまうのではないかと危惧します。	
	当市では3個目の補装具の支給は行っていません。3個目の可能性を残している「「3個目がなければならない」」から始まる最後の文は削除していただきたい。	
17	Q17: 文中の「補装具自身の必要性が認められないにもかかわらず、差額自己負担を理由に基準額まで支給することはできません」は、何を説明しているのかわからぬ。 ・この部分はなくてもよい。	
	Q17では認めない、Q20では必要なくとも差額自己負担で対応するとされていて、利用者は都合のよい方に取る事が予想されます。差額自己負担は、国の支給事務取扱指針のとおりだと考えて、公開しないことを希望します。	
	デザインを優先するあまり効果が十分得られないものを選択してしまう恐れがあります。例えば補聴器の場合、耳あな型に変えることで装用の効果が減少したり、修理の回数が多くなったりする場合があります。判定処方の型式と申請者が希望する型式とで、効果や有用性に差がないことを十分に確認することが必要です。当該種目の補装具の必要性が認められていることに加え、同じ効果が得られることが条件となること、選択の内容によっては慎重かつ十分な検討が必要であることを、追記していただきたい。	
19	Q19: 文中の「医学的な見地からその特殊材料が必要と判断される場合」の、具体的な医学的な見地を例示してほしい。	
20	Q20: 「差額自己負担すれば希望が取り入れられるのはあくまでもデザイン・素材等の嗜好に関する部分であること」と補装具支給事務ガイドブックに記載があり、補装具費支給事務取扱指針にも「デザイン・素材等」の選択について述べられており、「機能・構造」について選択できるとは記載されていません。リクライニングを認めるとなると、更生相談所の判定と種目が同じなら、名称・型式・基本構造を変更して構わないと解釈できるので、この点をどのように説明できるのでしょうか。 また、他の種目においても機能の追加を希望で認めるとなると、適合時には要否判定と違う構造の装具の適合判定となり、判断に困ると思われます。 (例: F-2 継ぎ手付に変更するなど)	
	Q20: 使用頻度の少ないリクライニング機能を全額自己負担であれ付加してしまうと、支給が認められた車椅子の名称(型式)と違うものになるので、「使用頻度の少ないリクライニング機能」⇒「使用頻度の少ない機能」と表記を変更する。	
	リクライニング機能は、身体機能上、医学的に必要と判断されることは極めて少ないので、「使用頻度が少ないリクライニング機能」といった記載は適切ではない。	
	Q17では認めない、Q20では必要なくとも差額自己負担で対応するとされていて、利用者は都合のよい方に取る事が予想されます。差額自己負担は、国の支給事務取扱指針のとおりだと考えて、公開しないことを希望します。	
	・差額自己負担はデザイン性や嗜好による部分に認められるべきであり、リクライニング機能になると補装具の種目の名称に関わることで、認めるべきではないと考えます。希望する場合はその機能のみではなく、その補装具そのものを全額自己負担で対応すると当所では判断していますので、公開はしない方が良いと思われます。	
	付属品については、自己負担により認めるが、リクライニング等型式を変更することは認めていない。	
	付属品については、自己負担により認めるが、リクライニング等型式を変更することは認めていない。	
	差額自己負担については、素材・デザイン等を選択した場合という考え方方が基本になります。No20のAで、「使用頻度が少ないリクライニング機能・・・を差額自己負担で対応するのが適当」とありますが、基本構造に関わるところと思いますので、明言するのは如何かと思います。	
	例にあるリクライニング機能は名称や基本構造に該当し、適切な例とは考え難く、不適当のため削除が必要。また、差額自己負担部分の修理について、公費での修理支給対象ではないと明記が必要。	
21	Q21: 「介護保険では貸与できない高機能性・・・」 →何を持って高機能というのか不明確なため、「高機能性」という単語を削除してください。	
	「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。	
	「既製品であっても認めるることは可能です」という1文ばかり引用される危険性があるので、この質問に関しては、削除していただきたい。	

	「介護保険では貸与できない既製品」の特殊性をより具体的に記述すべきと考えます。介護保険対象者でも容易に補装具での支給が認められるような印象を受けます。
23	文末の「…認めている自治体もあるようです。」との書き方では、業者から「じゃあ、うちでも認めて欲しい。」となる表現ではないかと思われる。
28	「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。 Q29にコンピューター制御の膝継手について就労目的が望ましいと謳っている中で、コンピューター制御の膝継手同様の高機能・高額な膝継手をQ28に日常生活と記載してしまうと日常生活上の理由だけで支給してもよいのではないかと考えてしまうと危惧します。
29	Q29:A10段目「より高機能なものが必要な環境因子でそれに見合う仕事をする方を対象」は、文章を読む人により解釈が異なる可能性があるため、A9段目からの表記を「これらのことから、他の継手では義足歩行が困難な方で、かつ就労を目的としている場合を対象に、いくつかの膝継手を試す必要があります。(以下原文通り)」とする。 「この膝継手」→「対象と考えられる膝継手」
30	(「二一ローテーションプラスティは切断術ではなく短縮術」という表記に関連して) 身体障害者手帳の認定基準等の取扱いに関する疑義では、「切断は最も著明な短縮と考えられる」といった記載がある(この表記は適切なものとは思われない)ので、注意書きが必要ではないか。 ローテーションプラスティーの術後について、各県で意見が分かれるところだと思いますので、公開しないことを希望します。
36	プラスチック製の継手(ヒンジ継手)は完成用部品にもあり、プラスチック継手×2で計上できるとすると混乱を招くため、補装具専門委員会No.25-24の回答にすべきである。また、ヒンジ継手の完成用部品を使用する場合は、遊動として加算することも記載する必要がある。 文末の「…認めている自治体もあるようです。」との書き方では、業者から「じゃあ、うちでも認めて欲しい。」となる表現ではないかと思われる。
42	Q42:Q42の例では「足継手5750円×2+1150円」と解釈しています。更生相談所により解釈が異なることを記載してください。
43	Q43:「採型で取り扱うのが適当と考えます。」 →トリシャムは採寸で取り扱っています。採寸扱いと解釈するのは更生相談所の解釈の違いによるものなので、「適当」という言葉で公開されると困ります。「更生相談所により解釈が分かれます。」までの説明でよいと思います。
44	既製品の標準化は支柱付の短下肢装具しか認めていません。 ⇒当相談所において認めていないものを認めているように書かれているので、現場の業務に支障をきたす恐れがあるので、非掲載としていただきたいと思います。 当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。 下から3行の文章について、更生相談所の情報としては参考になるが、当県では、取扱要領に従って判断しているため、例外的な参考例は削除して頂きたい。 標準化の解釈、取り扱いに違いがあり、自治体の判断にまかされているという記載となっている。標準化として認められる範囲を提示したほうが混乱が生じないのでないか。 「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」と記述されると、支給を認めない自治体、更生相談所は苦しくなります。標準化の解釈、運用は自治体、更生相談所間でかなりのばらつきがあると思われますので、このQA自体公開にふさわしくないと考えます。削除していただきたい。 当所の判断と異なるため 当市では、標準化は取扱要領の定義どおりに取り扱っております。また、既製の整形靴は認めていません。「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」とありますが、他の市町村では認めているところがあるのに、なぜ認められないのかと指摘された場合、対応に苦慮する問題が生じるおそれがあります。
45	②について、本市では下肢装具を装着した上に履く靴について靴型装具として取り扱うことはしていません。障がい状況により靴の部分を含めて処方する場合には下肢装具と一体型(例えば靴付きの両側支柱付き短下肢装具)の処方としています。このため、②の項目については注釈(身更相により取り扱いが異なる等)を入れていただくか、削除していただきたいと考えます。 当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。 当所の判断と異なるため 当市では、標準化は取扱要領の定義どおりに取り扱っております。また、既製の整形靴は認めていません。「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」とありますが、他の市町村では認めているところがあるのに、なぜ認められないのかと指摘された場合、対応に苦慮する問題が生じるおそれがあります。
46	当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。

		②について、本市では基本的に市販靴を靴型装具として認めることがありません。少なくとも、注釈（身更相により取り扱いが異なる等）を入れていただきたいと考えます。
		当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。
47		当所の判断と異なっているため 当市では、標準靴は取扱要領の定義どおりに取り扱っております。また、既製の整形靴は認めていません。「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」とありますが、他の市町村では認めているところがあるのに、なぜ認められないのかと指摘された場合、対応に苦慮する問題が生じるおそれがあります。
		当更生相談所ではこの様な取扱いはしていないため、掲載は遠慮いただきたい。
49		Q47と同様に市販靴の補高は認めていません。 非常に参考になるが、最後の文章の部分を強調して欲しい。以前、スリッパを持参して、補高を希望した業者があったため。 市販の靴は補装具とはいえないため、付属品扱いである補高のみは認めていないため。 市販靴を補高することが可能な根拠の説明が曖昧であるので、明確にしないと現場が混乱すると思われる。
50		いわゆるカタログの中にある既製品の中で、座奥・座幅・座面高・車軸位置等が調整できるもの以外をレディメイドと呼んでいます。バックサポート、アームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されているだけのものは既製品（レディメイド）として取り扱っています。「費用の算定の際に・・・どちらで扱っても構いませんが、」とありますが、同じものなのにレディでもオーダーでも良いといつてしまうと判断に迷うため、どちらかにはっきりしたほうがよいのではないかでしょうか。 当相談所においてはアームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されていても、レディメイド車椅子として扱っています。また判定委員会のNo23-1では簡易モジュール車椅子をレディメイドと判断すると記載されています。価格算定の際のレディメイドの扱いをNo50では説明しているのかと思いますが、レディメイドについての説明が混乱を招くのではないかと思います。 本市では、基本的にはカタログに掲載され参考価格が提示されている規格サイズの既製品はレディメイドとして取り扱っています。このため、Q&A的回答のような定義づけには賛同できません。 Q50とQ51との整合性が取れていない。「多機能な既製品の車椅子の基準額を、75%とするか、100%とするかについては、各更生相談所の判断に任せており、各更生相談所の判断により違います」の文言が、Q51にも必要。 ・各更生相談所の判断が分かれているような事項は、Q&Aから削除したほうが良い。 各更生相談所の判断に任せるという曖昧な表現で公開すべきではない。 各問い合わせ回答としては理解することも可能ではあるが、レディメイドやオーダーメイド、既製品という言葉の扱いを明確にしない限り、混乱や疑義が生じるため、公開すべきではない。
51		いわゆるカタログの中にある既製品の中で、座奥・座幅・座面高・車軸位置等が調整できるもの以外をレディメイドと呼んでいます。バックサポート、アームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されているだけのものは既製品（レディメイド）として取り扱っています。「費用の算定の際に・・・どちらで扱っても構いませんが、」とありますが、同じものなのにレディでもオーダーでも良いといつてしまうと判断に迷うため、どちらかにはっきりしたほうがよいのではないかでしょうか。 Q50とQ51との整合性が取れていない。「多機能な既製品の車椅子の基準額を、75%とするか、100%とするかについては、各更生相談所の判断に任せしており、各更生相談所の判断により違います」の文言が、Q51にも必要。 ・各更生相談所の判断が分かれているような事項は、Q&Aから削除したほうが良い。 各更生相談所の判断に任せるという曖昧な表現で公開すべきではない。 各問い合わせ回答としては理解することも可能ではあるが、レディメイドやオーダーメイド、既製品という言葉の扱いを明確にしない限り、混乱や疑義が生じるため、公開すべきではない。
52		いわゆるカタログの中にある既製品の中で、座奥・座幅・座面高・車軸位置等が調整できるもの以外をレディメイドと呼んでいます。バックサポート、アームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されているだけのものは既製品（レディメイド）として取り扱っています。「費用の算定の際に・・・どちらで扱っても構いませんが、」とありますが、同じものなのにレディでもオーダーでも良いといつてしまうと判断に迷うため、どちらかにはっきりしたほうがよいのではないかでしょうか。 高額な既製品の車椅子をベースに改造した車椅子や座位保持装置を特例補装具として認めるように要求する業者がおり、この設問を公開することですますます拍車がかかるものと思われ、公開しない方が良いと考えております。 Aの後段にある「本体価格を基準額の75%（レディメイド扱い）と100%（オーダーメイド扱い）のどちらで扱っても構いません」という曖昧な表現は好ましくないと考えます。この部分は削除していただきたい。
55		Q55:「施設備品でサイズが合わないために姿勢が崩れて・」とありますが、介護保険でレンタルできる一般的なサイズであっても、施設によって用意しているところと、用意していないところがあります。また、姿勢の崩れに対しても座面やクッションで工夫して対処できる場合もあるので、車椅子の調整とクッション等の工夫をした上で、なお姿勢保持が困難な状況があるかをみて支給を検討しています。

	施設入所者の車椅子については、入所している施設の特性によって判断が分かれるところだと思いますので、公開しないことを希望します。
58	文頭に「含まれていないと考えます。」の表現があると、後の説明の既製品で含まれないケースを読み飛ばされる恐れがあるので、削除を希望します。
59	車椅子のアームサポートに関しては、重複する部分も多いのですが、更生相談所別又は業者別に基準を変更することは好ましくないと考えます。一定の方針を国から示していただいた方が良いと考えております。公開しないことを希望します。
60	Q60:・当県では脱着式アームサポートと高さ調整式アームサポートはそれぞれ認めている。 車椅子のアームサポートに関しては、重複する部分も多いのですが、更生相談所別又は業者別に基準を変更することは好ましくないと考えます。一定の方針を国から示していただいた方が良いと考えております。公開しないことを希望します。
63	「バックサポート間のものは認めてよい」→「バックサポート間のものは認めてよい場合もある」
66	Q66, 68, 72:「特例付属品として・・・」とありますが、基準付属品の範囲で対応し、特例付属品として加算・計上することは望ましくないと考えます。安易に特例で検討して欲しいという希望が出る可能性があるため、「更生相談所により解釈がわかれます。」と追記をお願いします。
67	Q67:・計算の間違い(例4)の合計は9,000円が正しいのではないか。
68	Q66, 68, 72:「特例付属品として・・・」とありますが、基準付属品の範囲で対応し、特例付属品として加算・計上することは望ましくないと考えます。安易に特例で検討して欲しいという希望が出る可能性があるため、「更生相談所により解釈がわかれます。」と追記をお願いします。 車椅子のベルトについては、車椅子の付属品であるシートベルト(¥3,500)で対応すべきと考えておりますので、公開しない方が良いと思われます。
72	Q66, 68, 72:「特例付属品として・・・」とありますが、基準付属品の範囲で対応し、特例付属品として加算・計上することは望ましくないと考えます。安易に特例で検討して欲しいという希望が出る可能性があるため、「更生相談所により解釈がわかれます。」と追記をお願いします。
74	Q74:「足漕ぎ型車椅子は補装具として認められていません」としながら、「特例補装具として支給することは可能です」というのは、矛盾していると考えます。
77	本市では、バギー車を「手押し型B レディメイド」と基本的には位置づけています。また、小車輪は12インチ未満と考え、後輪が小車輪のものについてはリクライニング機能やティルト機能の有無にかかわらず「手押し型B」として取り扱っています。価格の見積もりについても、個別機種の機能と附属品の基準額を鑑み、メーカーの希望小売価格と同程度の基準額表を本市独自で作成しています。
78	本市では、バギー車を「手押し型B レディメイド」と基本的には位置づけています。また、小車輪は12インチ未満と考え、後輪が小車輪のものについてはリクライニング機能やティルト機能の有無にかかわらず「手押し型B」として取り扱っています。価格の見積もりについても、個別機種の機能と附属品の基準額を鑑み、メーカーの希望小売価格と同程度の基準額表を本市独自で作成しています。
79	Q79:差額自己負担を認めるかどうかについては、修理の際の対応も説明が必要なので実施機関の判断が必要と思われます。 Q79:差額自己負担での購入を認めるか否かは実施機関での判断となります。 「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。 Aの最終部分「差額自己負担での購入を認めるか否かは各更生相談所での判断となります。」は曖昧でわかりにくく、Qである「判定の考え方」にも含まれないと考えます。この部分は削除していただきたい。
81	「・・・機能が追加できるものが製品としてあるのは事実です」→「・・・機能が追加できるものが製品としてあります」 特例補装具の補装具費支給額に関する回答と思われるが、この質問に関しては、さまざまな考え方があると思うので、削除願いたい。間違った捉え方をされる恐れがあるため
82	本市では、このような取り扱いを認めておりませんので、削除を希望します。
86	Q86:・当県では肝臓機能障害や腎臓機能障害では電動車椅子は支給していない。 ・難病等であれば「ただし書き」以下は理解できるが、難病等でなければ関係者等を混乱させる内容である。 ・Q113の回答文との整合性を検討する必要がある。 当所では電動車椅子の支給対象を心臓、呼吸器機能障害に限定し、肝臓、腎臓機能障害についてはその障害のみをもって支給を認めるべきではないとしており、公開するのは妥当ではないと考えます。 特にただし書き以下については、補装具費支給基準の電動車椅子の対象者以外の内部障害者が電動車椅子の対象者であると考えてしまうのではないかと危惧します。 肝臓機能障害のみ、腎臓機能障害のみでも電動車椅子の支給の可能性が高いようにも読めます。当市では肝臓機能障害、腎臓機能障害のみでは車椅子、電動車椅子の支給は認めていません。「ただし、」から始まる最後の1文は削除していただきたい。

		リチウムイオンバッテリーについてはその安全が確認されていないことから、当所では差額自己負担も特例補装具も認めていません。希望する場合はその補装具そのものも全額自己負担になる旨伝えています。公開は妥当ではないと考えております。
88		<p>リチウムを認めていません。 ⇒当相談所において認めていないものを認めているように書かれているので、現場の業務に支障をきたす恐れがあるので、非掲載としていただきたいと思います。</p>
		本市では、リチウムイオンバッテリーの使用については、厚生労働省の基準に見合わないものとして理解しており、公費で支給した事例はありません。しかしながら、障がい者の個別事情に応じて検討すべきであると考えますので、特例補装具扱いとすることには賛同します。
89		「例えば・・・」以降の文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
90		<p>原則、移動機能のある補装具で同じ種目のものは、教育上、職業上の理由がなければ1個と考えている。そのため、車椅子を2個支給することが可能であるという回答は、本人家族からすれば、強く希望すれば2個支給が可能であると思われるのではないかと思う。回答の中に、「手間を理由にするのではなく」「他者との平等性を考えても」「他の送迎方法を検討しても」等、十分な検討が必要というような内容に修正して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子フレームの座位保持装置は、移動機能を持つため、できるだけ1台でお願いしているところだが、この回答では、複数支給も当然だと要望が出てきそうである。 <p>「構造フレームを車椅子とした座位保持装置」は車椅子とする、座位保持装置とする、車椅子、座位保持装置ともにカウントするなど、自治体、更生相談所によって対応は様々と認識しています。このQA自体公開にふさわしくないと考えます。削除していただきたい。</p>
91		Q91:座位保持装置と車椅子の併給はできないと考えています。座位保持装置の適応者は、たとえ短時間の移動であっても座位保持装置が必要であると考えています。短時間の移動用車椅子を支給するとなると、屋外用座位保持装置・屋内用座位保持装置の3台の支給を申請する場合が多くなると考えられます。
94		<p>この説明では、座位姿勢のとれる人には、立位保持装置は支給できないと理解されます。また、設問では訓練目的の装置支給についてだが、回答には（児童の訓練目的とは別）との記載が混亂を招きます。</p> <p>当所では、座位姿勢保持は車椅子で可能だが、ほぼ毎日児童で支給された立位保持装置を用いて立位をとっているケース2例に、立位保持の座位保持装置を支給しました。立位で若干の日常生活動作を行っていますが、立位でなければできないということはありません。移動の主体は車椅子になっていますが、立位姿勢のとれる能力を維持してきたこと、ほぼ毎日行っていること、立位による健康維持効果（＊）が高いことなどを考慮して支給しました。</p> <p>もし児童から継続してきた立位場面がなくなった場合、どのような悪影響があるのか心配されます。また、立位保持装置を使わないと立位がとれない人に対して、座位がとれれば立位は必要ないと断言することになります。しかし、専門職として、今まで多くの人に立位や歩行を極力とるように勧めてきましたし、その効果も実感してきました。</p> <p>立位保持装置の使用実績のない者に対しての支給は、慎重であるべきだと思いますが、児童からの長い積み上げの結果、日常生活に立位場面が組み込まれている人ならば、訓練用ではなく日常生活用更生装具としての支給も考慮して良いのではないかと考えます。Q93の回答の中にも「日常生活の中で筋緊張を軽減し、呼吸改善や安楽、休息をとる時間帯を設ける必要性があるなどの医学的な理由が確認できれば、構造フレーム、連結がなくとも、腹臥位を目的としたものでも座位保持装置として認められる可能性があります。」とあります。医学的理由が確認できれば臥位保持装置は可能でも、立位保持装置は不可能というのは整合性に欠けると思います。回答の変更（例参考）か公開中止をお願いします。</p> <p>* 立位をとることで、血圧や消化器への好影響、骨粗鬆症予防、精神的好影響、視線の変化や高いテーブル作業への参加などが期待できる。</p> <p>A（変更例）</p> <p>立位訓練を目的とする装置は児童が対象であり、者では支給できません。しかし、日常生活に立位保持装置を使用した立位場面がある人ならば、筋緊張の調整、血圧や消化器への好影響、骨粗鬆症予防、精神的好影響などの医学的な理由が確認できれば、立位を目的としたものでも座位保持装置として認められる可能性があります。</p>
98		当市では、児童であっても立位訓練を主な目的とする起立保持具は認めていません。日常生活または学校生活を送るうえで必要な場合に認めています。「立位訓練を目的とする装置は児童が対象であり」という文言は、児童であれば、立位訓練目的であっても起立保持具の支給が可能であると判断されるおそれがあります。
100		例3）の取り扱いは、基本価格（採型又は採寸）もあり、重複控除もなしとなり、車椅子の座部に座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤大腿部））をクッションとして用いる場合と比較して、額の差が大きくなりすぎると考えています。当市では例3）の取り扱いはしていません。例3に関する記述は削除していただきたい。

103	Q103:車椅子と座位保持椅子で基準が重複しており、どちらの種目でも申請できると公開すると制度の運用上問題があるため、公開は不適当と考える。
104	当所では業者および相談者から冷却装置（クールファン）の支給について希望が出ていますが、体温上昇防止の効果の判断基準をどこにおくかが困難なことから認めています。希望する場合には自費対応としています。この設問は冷却装置の支給の可能性もあると誤解される恐れがあるため、公開は妥当ではないと考えます。
106	取扱要領では、「児童のみ」となっており、本県では者に対して支給していないが、同Q&Aを業者や本人が目にすると、支給してもらえると相談にくると思われる。
107	取扱要領では、「児童のみ」となっており、本県では者に対して支給していないが、同Q&Aを業者や本人が目にすると、支給してもらえると相談にくると思われる。
108	非課税扱いの物の中にも補装具が含まれるのではなく、非課税扱いの物の中に補装具の対象とならないような歩行器が含まれていることがあります。歩行器の定義が示されればなお良いと考えます。
118	<p>Q118:パソコンは、現在一般的に普及している汎用機器と考えられるため、パソコンとソフトウェアを組み合わせたものを意思伝達装置と判断することは、補装具費支給の考え方とそぐわないと考えます。しかし、お持ちのパソコンに意思伝達装置のソフトウェアをインストールし、意思伝達装置と見なす場合については、ソフトウェアは特例補装具として支給可能と考えます。その際、入力装置等についても補装具費支給制度で支給可能と考えます。</p> <p>パソコンは、現在一般的に普及している汎用機器と考えられるため、パソコンとソフトウェアを組み合わせたものを意思伝達装置と判断することは、補装具費支給の考え方とそぐわないと考えます。しかし、お持ちのパソコンに意思伝達装置のソフトウェアをインストールし、意思伝達装置と見なす場合については、ソフトウェアは特例補装具として支給可能と考えます。その際、入力装置等についても補装具費支給制度で支給可能と考えます。以上の理由により公開しないことを希望します。</p> <p>【「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン】に記載してあるパソコンの考え方と解釈が少し違うように感じます。ガイドラインではパソコンが「専用機器」に該当する場合は支給を認めるが、パソコンとしての利用も想定している場合はパソコンは支給対象外であると考えると記載してあります。しかし、この回答はパソコンを認めない更生相談所は少数派であるような印象を与える危険性があるのでないでしょうか。</p> <p>ガイドラインと整合性のとれる内容であれば公開しても良いのではないかと思います。</p> <p>当市では、Q1にあるような意思伝達装置の支給は認めていません。曖昧な表現でAが結ばれていますが、対応に苦慮することが予想されます。このQAは削除していただきたい。</p>
119	視線入力装置と生体現象方式の選択が曖昧であり、決定が困難。
120	<p>「視線入力が手段となる場合は末期でもあり、本装置の使用期間も短期間になることが予想されます。対象者の予後等、主治医からの医療情報を踏まえ、慎重に判断する必要があります。」</p> <p>→この記載を当事者の方が見られたら、不愉快になられるのではないかと思われる所以、この部分は削除したほうが良い。</p> <p>進行性疾患における使用期間から考慮すべき適否の判断。</p> <p>このQAは非常にわかりにくく、また、誤解を招きやすい表現となっているため、削除すべきと考えます。</p>
123	<p>Q123:当該設問への回答として理解できない。もし手帳の認定基準を根拠とするのであれば、聴力障害の認定基準は左右どちらの耳にも難聴があることが条件となっているのだから両耳に支給すべき、という説明のほうが妥当ではないか。</p> <p>他の障害と比較するようなQAは好ましくないと考えます。補装具費支給事務マニュアル（2007年6月20日中央法規）のQ77にあるような、「同時に2個の支給ができるか？」 「原則として1種目につき1個」と述べるにとどめるべきだと思います。</p>
124	<p>Q124:補装具としての補聴器の「高度難聴用」「重度難聴用」の定義は、90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のものが高度難聴用、140デシベル以上のものが重度難聴用という記載のみである。「中等度難聴用」という語を用いるのであれば、その定義を記すべきと考える。</p> <p>当更生相談所ではこの様な取扱いはしていないため、掲載は遺漏いただきたい。</p> <p>高度難聴用の補聴器を軽～中度難聴者に合わせることになるため、補聴器による難聴の悪化が生じないよう調整には十分な配慮が必要になる旨を追記していただきたい。</p>

	<p>Q125:補装具費支給事務取扱指針によると「補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。」とされています。すなわち、差額を負担して名称の異なるものを購入することはできないとされています。補装具(種目)における「高度難聴用耳かけ型」「重度難聴用耳かけ型」「耳あな型(オーダーメイド)」等は「名称」であり、Q125の「『ポケット型、耳かけ型と名称が異なっても基本的には聞こえ方は変わらず形状のみが変わるもの』として、差額自己負担で対応することは可能と思われます。」は指針と矛盾しています。また、外装イヤホンを使用するポケット型、内装イヤホンを使用する耳かけ型、耳あな型、とでは特性も異なり、導音管を使用する耳かけ型ではさらに特性は異なります。またこれらの違いからフィッティング方法も異なってきます。また、タイプにより装着・操作・管理に関しての難易度も大きく異なり、判定の際にはこれらの要素も重視しています。補聴器の名称の区分を単に「形状のみが変わるもの」と考えるのであれば、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」において異なる名称とされていること、基準額がそれぞれ異なること、どの名称の補聴器が適当かの判断を更生相談所で行っていることの意味がないこととなるのではないかでしょうか。</p> <p>「補装具費支給事務取扱指針」によると「補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。」とされています。すなわち差額を負担して名称の異なるものを購入することはできないとされています。補装具(種目)における「高度難聴用耳かけ型」「重度難聴用耳かけ型」「耳あな型(オーダーメイド)」等は「名称」であり、Q125の「『ポケット型、耳かけ型と名称が異なっても基本的には聞こえ方は変わらず形状のみが変わるもの』として、差額自己で対応することは可能と思われます。」は指針と矛盾しています。</p> <p>また外装イヤホンを使用するポケット型、内装イヤホンを使用する耳かけ型、耳あな型、とでは特性も異なり、導音管を使用する耳かけ型ではさらに特性は異なります。またこれらの違いからフィッティング方法も異なってきます。</p> <p>またタイプにより装着・操作・管理に関しての難易度も大きく異なり、判定の際にはこれらの要素も重視しています。</p> <p>補聴器の名称の区別を単に「形状のみが変わるもの」と考えるのであれば、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」において異なる名称とされていること、基準額がそれぞれ異なること、どの名称の補聴器が適当かの判断を更生相談所で行っていることの意味がないこととなるのではないかでしょうか。</p> <p>以上の理由により公開しないことを希望します。</p> <p>本市では、職業上等の理由がないため耳あな型補聴器は認められず、耳かけ型補聴器の判定を行った場合について、差額自己負担での耳あな型の購入を認めていません。市町村によってはこうした取扱いを行っていることは承知しておりますが、このQ&Aが公開されると本市の判定に著しい支障を来します。</p> <p>2) 重度難聴用については、技術開発が進んでいるとはいえ、耳あな型とそれ以外では語音の利得に差があるものと考えられるため、高度難聴用と同様に取り扱うことについては賛同できません。(なお、本市の現状では、高度難聴用であっても差額自己負担のうえで耳あな型を支給することを認めていません。)</p> <p>当市では、差額自己負担による型式の変更是行いません。AIに「重度難聴者に対しての補聴性能を有することが耳あな型でも可能」とありますが、これは極一部の機種に限定されるもので、多くの耳あな型は重度難聴者に対応できないと考えています。Qにある「差額自己負担で」は削除し、AIは次のようにしていただきたい。「現行の基準価格が示されているのは高度難聴用の耳あな型までですが、極一部の耳あな型で重度難聴への対応が可能なものがあります。申請者の障害状況・適性から判断して真に耳あな型の適応であり、かつ、重度難聴用の対象者であれば当該機種を支給することは可能と考えます。その場合は、名称、基本構造が基準にないことから、特例補装具として取り扱うことになります。</p> <p>本県では原則として差額負担を認めておらず、耳あな型については主に職業上の理由により耳かけ型やポケット型では対応できない場合に限って支給している。</p>
126	<p>Q126:設問を「人工内耳使用者から反対側への補聴器の支給について申請がありましたが、」(下線部を挿入)との記載にしたほうがよい。(稀に人工内耳と同側に希望する例があるため)。</p> <p>Q128:「送信機(ワイヤレスマイク)」(下線部を挿入)と記載したほうがよい。修理基準表に「送信機」という項目がないため、混乱する実施機関が頻繁に見受けられるため。</p> <p>FM型送受信機の支給に關し、「自宅での会話、日常生活等に必要と判断できれば支給可能」とあるが、どちら方により、幅が大きすぎるのではないかと思われる。</p> <p>本来FM補聴システムは送受信機を一对で使用するもので、Aのただし書き以降にある「学校以外の場面、自宅での会話、日常生活等」に使用するのが基本と考えます。FM補聴システムの使用場所を学校のみに限定するような誤解を招く記述は好ましくないため、削除していただきたい。</p>
128	

	Q129:ポケット型のアンプは、トランジスター、ダイオード、抵抗等、各部品を組み上げて作製しています。ポケット型のアンプ部の故障に関しては、まずは部品交換で対応し、交換した部品の修理項目を積み上げて算定するのが望ましいと考えています。しかし、故障の状況、または機種によってはアンプをまるごと交換することでしか修理をできない場合もあるため、そのような場合は、アンプ組立交換とし、市場価格を参考にするのが望ましいと考えます。
129	Q129:回答の「前者の基準額を準用」とはどの基準額のことかが不明である。2~3万円台とあるが、基準表では「耳かけ型アンプ組立交換20200円」から「耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）42200円」、「眼鏡型アンプ組立交換（受信用）54700円」など幅広い。
	ポケット型のアンプは、トランジスター、ダイオード、抵抗等、各部品を組み上げて作製しています。ポケット型のアンプ部の故障に関しては、まずは部品交換で対応し、交換した部品の修理項目を積み上げて算定するのが望ましいと考えています。しかし、故障の状況、または機種によってはアンプをまるごと交換することでしか修理をできない場合もあるため、そのような場合は、アンプ組立交換とし、市場価格を参考にするのが望ましいと考えます。以上の理由により公開しないことを希望します。
130	Q130:耳垢栓のクリーニングは補装具費支給の考えにそぐわないと考えます。 耳垢栓のクリーニングは補装具費支給の考えにそぐわないと考えますので、公開しないことを希望します。 修理基準にない修理の対応については、修理基準から除かれた経過のある電池交換などが誤って混同されないような文言にしていただきたい。
135	ただし・・・」以降の文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
136	Q136:スクールバス用の車載用座位保持椅子を「支給することも可能」と明示すると、安易な申請が増加する事が危惧されるため、「一方～支給することも可能です。」という一文は削除する必要がある。
137	ただし・・・」以降の文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
138	Q138:「修理として対応するか否かは各更生相談所の判断による事になります。」との表現は、座位保持椅子については更生相談所の判定が必要との誤解を生む可能性があり、「成長対応に合わせた・・・判断による事になります。」部分の削除が必要と考えます。 Q138:座位保持椅子については助言のみで実施機関での判断となっております。
139	「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。
140	「個別に真に必要性を・・・。」この文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
144	回答の末尾に、「ただし、修理はそれぞれの制度での取扱になります。」との追記をお願いしたい。
146	Q146:平成25年3月15日付「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A」の「3 補装具費の支給について」問3では、難病に起因しない難聴の場合も補装具費（補聴器）の支給が可能とされている。従つてAで「難病と関連性がない場合には」と原因疾患との関連性で制限をかけるのは難しく、「歩行困難が一時的なものではなく、骨折の後遺症として肢体不自由の障害が認められるのであれば、肢体不自由の手帳取得を勧めるのが」と変更が必要と考えます。
147	Q147:平成25年3月15日付「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A」の「3 補装具費の支給について」問3では、難病に起因しない難聴の場合も補装具費（補聴器）の支給が可能とされている。この設問ではあえて「難病を原因とする聴力低下」と記載されており、難病に起因しない難聴は支給対象外ではないかとの誤解が生じる可能性がある。Qの表記を「聴力低下がある難病患者等で手帳を取得していない方へ」と変更が必要。
148	Q148:同上の理由により、Q「身障手帳を取得していない難病に起因する視力低下者」⇒「身障手帳を取得していない難病患者等の視力低下に対して」と表記変更が必要。
149	Q149:難判断基準はありません→難病患者等の判断基準は特に設けてはいません
151	特にただし書き以下については、補装具費支給基準の電動車椅子の対象者以外の内部障害者が電動車椅子の対象者であると考えてしまうのではないかと危惧します。 Q86の肝臓機能障害、腎臓機能障害とともに、易疲労性について十分慎重な判断が必要と考えています。「必要性が」から始まる最後の1文は削除していただきたい。
全般	今回のQ&Aの中には特に見受けられなかったが、回答の結論が明確な考え方が無く、「各更生相談所の判断となります」という結論のものは、場合によっては市町村、補装具製作業者、医療機関等に混乱を招く恐れがあるため、掲載しないでいただきたい。 自治体によりQ&Aの解釈が異なるため、医療機関や業者へ公開することは心配。 業者に対しては、修理基準項目の基準解釈や算定方法について周知したい部分もあり、公開いただきたいQ&Aもある。一方、業者に良いようにとられてしまうことも懸念されるため、公開については慎重にすべきと考える。 全般的な問題として、補装具製作業者に取扱いの見解を教えることで、逆手に取った解釈により利用者に必要以上の申請を促すことに結び付かないよう、取扱いには注意いただきたい。

問4：その他、このQ&Aの回答内容がおかしいのではないか、当所ではこうは考えていないなど、何でも自由にご意見ください。

意見した 更相数	意見
1	Q47 の「既成の整形済化」とはどのようなものでしょうか? 「標準化」とはどのように異なるのでしょうか? (このまま公開してよいかご検討願います)
2	市町村からの問い合わせがあり、具体的な取扱いが助言できると非常によいと思われます。また、市町村に配布することで対応がやすくなると思われます。
3	誤字 • P6 上から3行目 「～費用の額の及び～」 • P26 「Q4 6～」の下の行は、「Q45」の最後の行 • P63 下から3行目 「A 難判断基準は～」
4	Q103について、基準の重複が見られており制度上矛盾が生じているため、厚労省に対して基準の改正を求めるよう働きかけてほしい。
5	Q81 修理基準を加算して、残額を自己負担とする場合もある。必要性が認められない場合は、こういった対応が現実的ではないか。 Q93 排痰目的といった単一機能のみのものは認めていないので、併記した方が適切。 (誤字等) Q120 「頸頸」 → 「頸頸」 Q127 「目的のについて」 → 「目的のものについて」
6	Q125的回答1)について：当所では、真に耳あな型の適応がある場合は、重度難聴用の対象者であっても、特例補装具ではなく通常の耳あな型として判定している。（基準表の基本構造では耳あな型は「高度難聴用に準ずる」と記載されているものの、実際にはメーカーが基準価格内で取り扱う耳あな型の中には重度難聴用相当のものが含まれている。） Q130：当所では、クリーニングやメンテナンスの費用は支給対象外と回答してきた。したがって、耳垢栓のクリーニングも対象外と考えてきた。
7	「難病の考え方」においてQ147、148について、平成25年3月15日付厚生労働省・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A」の問2及び問3では、遮光眼鏡の対象者要件「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」を補装具費支給事務取扱指針より削除し、また補聴器については「少なくとも高度難聴と同程度の症状であるなら、支給決定が可能」とあります。Q147、148の回答は「高度難聴より同程度以上」「身体障害者手帳に該当する視力レベル」と限定していますが、この表現では身体障害者手帳所持者との違いが不明瞭であり、難病患者への配慮が見られないため、不適切ではないかと考えます。
8	Q 4 9について：当所では、判定をとおさずに自費で購入した軽型装具の修理が1人の方から何足分も申請があがった件や、他人から譲り受けた車椅子の高額修理の申請があがった件について市から相談があり、協議を要した経過があります。 そのときは、真に補装具が必要かどうかの判定から行いました。補装具支給判定制度を通さずに、購入した補装具の修理の取り扱いについても、掲載していただくと助かります。
9	Q60 の回答についてですが、参考価格として高さ調整式アームサポート交換と脱着式アームサポート交換の合計額から、アームサポート（肘当て部分）交換の額を差し引いたものがあげられていますが、基準表に照らし合わせると実際この額では、脱着式アームサポート交換の額を下回ってしまいます。 最終的には個別に制作業者と相談し判定することになるとは思いますが、参考価格の取り方について違う方法をご教示いただければと思います。
10	いつも参考にさせていただいているので、補装具費支給判定Q & Aがあり、大変ありがとうございます。
11	Q125 2) 差額自己負担の考え方について ポケット型、耳掛け型→耳あな型については、処方内容の範囲を超えており疑問。 Q13 2個目として、入浴用のSHBは支給可能なのでしょうか? Q130 回答は、Q16の回答と同様ではないでしょうか?
12	Q123 補聴器の原則片側支給の理由は、あまり専門的ではないように感じられます、公開した場合、難聴や補聴器を専門とする耳鼻科医師から指摘を受けるのではないかと思われます。

13	Q122: iPadが支給対象外であることは理解できます。しかし、ガイドラインの14ページに「ソフトウェアにかかる購入費用は、特例補装具費としての対応は可能と考えられます。また、操作スイッチ類等は通常の支給が可能と考えます」とあるので、パソコンのソフトウェアと同様、トーキングエイドfor iPadやスイッチ類は特例補装具費として対応可能という解釈で良いのでしょうか。（Q&Aにここまで記載する必要もないのでしょうか）
14	Q86これまで電動車椅子の内部障害の対象は心臓・呼吸機能障害と限定していましたが、内容より肝臓・腎臓機能障害も支給の可能性があるとの回答ですが、免疫等も可能性が出てくるのでしょうか。判断が難しくなるようにも考えます。
15	今回のものは、広く公開するため、原則論だけを掲載していただきたいと考えています。「ただし・・・」から始まるような、特例に関してのものは記載する必要はありません。その部分については削除していただきたい。
16	Q49:当所では製作業者と話し合い、B 靴型装具 エ製作要素価格（イ） b付属品等の加算要素 補高の価格に加えてB 靴型装具 ウ基本価格 採寸の額を実際に実行している技術料として加算しています。
17	Q45 A②について 補装具給付事務マニュアル適正実施のためのQ&A（中央法規）のQ52では、プラスチック短下肢装具に合わせて靴を製作することは適当ではない。とあり、当所ではA②については適当ではないと考えている。 Q100 当所では、重複する部分については一律控除を行っている。 Q103 A B Sシステムの骨盤サポートを追加する場合、種目としては車椅子の特例補装具ではなくて、車椅子の特例扱いの付属品として扱うのではないか。（車椅子本体が特例ではないため。）
18	Q45 A②について 補装具給付事務マニュアル適正実施のためのQ&A（中央法規）のQ52では、プラスチック短下肢装具に合わせて靴を製作することは適当ではない。とあり、当所ではA②については適当ではないと考えている。 Q100 当所では、重複する部分については一律控除を行っている。 Q103 A B Sシステムの骨盤サポートを追加する場合、種目としては車椅子の特例補装具ではなくて、車椅子の特例扱いの付属品として扱うのではないか。（車椅子本体が特例ではないため。）
19	Q47について A①で、既製の整形靴を靴型装具として認める場合、基準額の積み上げで金額を算出することとされますが、取扱いは基準内の靴型装具か特例補装具のどちらでしょうか。全額認める場合、靴型装具の特例とすることも考えられますが、A②との兼ね合いから標準化の特例とするのが適当と考えます。 Q50～53について：オーダーメイド、レディメイドの定義を明確にしておいた方がよいと考えます。 Q58について：リクライニング式又はリクライニング・ティルト式車椅子の延長バックサポートの取扱いについては、加算はケースバイケースで考えることになると思います。回答では冒頭に「含まれていないと考えます。」とあります、この表現のままだと原則加算を認める解釈され、判定上支障をきたすおそれがあると考えます。 Q98について：座位保持装置の完成用部品の骨盤・大腿部の支持部は、Q99のように必要であればクッションとして認められるものと認識しております。
20	今後は、児童に対する補装具や日常生活用具に対する事例についても、積極的にQ&Aで掲載して頂きたい。 高額な補装具や最新の特例補装具の支給についてのQ&A情報を掲載して頂きたい。また、これらの補装具については、判断に苦慮している更生相談所も多いため、より具体的で詳細な判断基準や判定例を掲載して頂きたい。

	<p>市町では、補聴器について、品名や製品番号を控えていません。修理や紛失等で再交付の希望が出された場合、支給した補装具か補装具でないか判断できない。ましてや、差額自己負担で補装具を購入しているケースもあり、把握が難しい状況です。現状では支給する側と受ける側との信頼関係により成り立っていると思われます。</p> <p>「災害等」の判断や証明をどのようにするのかも難しい問題です。</p> <p>今後とも、様々なQが出てくると思いますので、よろしくお願ひします。</p>
21	<p>「差額自己負担」について、あくまで差額自己負担が認められるのは「デザイン性や嗜好によるもの」であり、真に必要であれば「特例補装具」として扱うべきであると考えており、本Q&Aについては差額自己負担の扱いは概ね正しいと考えますが、補装具判定委員会が示す見解において、「デザイン性や嗜好によるもの」以外であっても、差額自己負担をもって解決を図る回答を示していることがある。</p> <p>Q20について、使用者の身体状況や生活環境において必要であるからこそ、本体および付属品から構成されたものを補装具として判断していると考えるが、「医学的見地から必要ない」ことを理由に取り付けられた全額自己負担の機能であっても、補装具そのものの構成が違うものであることから、申請された補装具と異なるものの判定とはならないか。</p>
22	<p>1 3⇒入浴用短下肢装具を認めていません。</p> <p>2 0⇒車椅子にリクライニング機能を全額自己負担とは明言しにくいです。</p> <p>4 7⇒Qの質問中、既製の整形靴という表現がよくわかりません、全く市販の靴を指すのでしょうか？</p> <p>5 0⇒アームサポート、レッグサポートの調整機能はレディメイド、オーダーメイドのどちらで扱うかの判断基準にしています。</p> <p>5 1⇒「修理申請時のこと配慮して処方箋には装備されている機能、付属品の全てを明記しておくとよいでしょう。」とあります。必要ではないが本人の希望で選択したものも修理として認めるためにその意見が書かれているのか、認めないために注意喚起するために書いてあるのか不明です。</p> <p>9 2⇒当相談所では、体幹部がシート張り調整でフレームが車椅子構造のものは、車椅子として扱っています。</p>
23	<p>Q 5 8について当市では以下ように考えています。</p> <p>リクライニング、リクライニング・ティルト式の車いす及び、車いすをオーダーで製作する時、背もたれが高くなる場合は、延長バックサポート分は基準額に含まれていると考えています。リクライニング、リクライニング・ティルト式の車いすを使用する方は、角度を変えた時に体幹・頭部を支持するために十分な高さの背もたれが必要と考えます。同様に、オーダーメイドでも身体（障害）状況に応じて製作することから、必要となる構造については基準額で対応するものと考えます。</p> <p>「延長バックサポート」は、現状の背もたれの高さから延長する必要性が生じた時に加算を認めています。これに関連するものとして、業者より、背もたれの高さが何センチ以上ならば、「延長バックサポート」の加算が可能か問い合わせがありました。</p>
24	<ul style="list-style-type: none"> ・公開することについて、全国の身体障害者更生相談所の中には、反対しているところがあるのに、部分的にであろうと、公開の方向に突っ走るのは好ましくない。内容の精査については、数年間使用してみないとわからない部分もあると思う。 ・この「補装具費支給判定Q&A」と、「補装具費支給事務マニュアル(中央法規出版)」や、「補装具費支給事務ガイドブック(テクノエイド協会)」との関係はどうなるのかも示してほしい。
25	<p>補装具の交付の適否について、判断は各身体障害者更生相談所の判断に委ねる形で書かれている回答が多く見受けられるが、実際の判断基準を、もう少し明確に表現してもらいたい。</p>
26	<p>目次：種目タイトルに「補聴器・その他」とありますが、「補聴器」が適切と考えます。「その他」は何を指しているのでしょうか。他の種目タイトルから見ても「補聴器」がよいと考えます。</p> <p>Q1:Aの最後の文の「一方、装具を必要とする状況によっては、」の部分は表現がわかりにくく、「医療保険」も唐突な印象を受けます。</p> <p>「治療・訓練目的の場合は医療保険での対応となる」など、明確に記述した方がよいように思います。</p> <p>Q3:Aの2段落目の冒頭に、「たとえば、脳卒中片麻痺者」とありますが、「脳卒中片麻痺者」は一般的な表現ではないよう感じます。</p> <p>Q5:この項目は、「補装具費支給の目的」にある方が適していると考えます。既製品のことが、他制度との適用関係にどう関係するのかよくわかりません。</p> <p>Q9:告示の基準の第4項に挙げられていないものは、たとえ単体の交換でも、第3項の規定により100分の104.8に相当す</p>

	<p>る額としています。そうでなければ第4項の意味がないと考えます。(誤解では?)</p> <p>Q10:定価より購入価格上限額が高くなる最後の関係式は納得できません。基準額×1.03=購入価格上限額 定価≥購入価格上限額</p> <p>と考えます。(誤解では?)</p> <p>Q12, 16:いずれのQAも修理基準にない修理を行う場合の内容ですが、一方では特例での修理のみに触れ、一方では指針に表されている内容のみに触れられています。指針による考え方と特例修理の考え方の両方が、いずれのQAにも盛り込まれてよいと考えます。</p> <p>Q14:余暇、趣味に用いる補装具は認められないことを明記した方が良いと考えます。</p> <p>Q18:歩行器のQAにも思えてしまいます。</p> <p>Aの2文目の最初に「差額自己負担の額を減少するためや無くすために、」を挿入してはいかがでしょうか。</p> <p>Q19:Aの最初の「必要性が」から始まる文は、二重否定で分かりにくいと思います。「特殊材料の使用がデザイン性や嗜好によるものは差額自己負担とするのが適当です。」とするのはいかがでしょうか。</p> <p>Q46:QとAの間にある「*②一ロ」以下は、Q45のAの末尾に入るのが正しいと思います。</p> <p>Q48:足背バンドの起始と停止が不明確で、よくわかりません。</p> <p>Q54:Aの3行目「ジュラ方式の車椅子」になっており、(モ)が抜けています。</p> <p>Q58:Aの1行目「既製品の車いす」になっており、(椅子)が(いす)になっています。</p> <p>Q67:例3の意図がわかりません。無くてもよいと思います。(誤解では?)</p> <p>Q82:Aの冒頭行にある、「手押し型車椅子に簡易型電動車椅子ユニットを取り付け」る解説がわかりにくいと思います。「16インチなど車輪径の小さな電動ユニットが開発、販売されており、あらかじめ車椅子に装着されたものも製品化されています。現行の基準の電動車椅子簡易型の基本構造にある「手動力走行」や「駆動人力の補助」が行えないため、切替式にもアシスト式にも該当しませんが、タイヤが座面を超えないため移乗が行いやすい、全長が小さくできるため運搬しやすいなどの利便性から、この製品を選択する事例があります。」などとしてはいかがでしょうか。(後付けもあり何とも)</p> <p>Q83:Qの「適応につき」は、「適応について」の方がよいのではないかと思います。</p> <p>Q85:心臓機能障害者への電動車椅子の適応は、Q83で「内部障害者」として呼吸器機能障害とともに述べられています。</p> <p>Q85は重複しているように思われます。削除してもよいと考えます。(誤解では?)</p> <p>Q87:Aの最後の文の中ほど、「それをもってして支給できない」は、「それをもって支給できない」の方がよいと思います。</p> <p>Q126:Aの冒頭の「人工内耳を片耳装用されている方」は、「片耳に人工内耳を埋め込んでいる方」などとするのがよいのではないかと思います。</p> <p>Q127:Qの2行目「脱落防止目的について」となっており、(イヤモールド)が抜けています。</p> <p>Q131:Qの「10年程度使用可能」とAの最後の文の「10年間修理なしに使用できる」が同じ内容を示しているように感じられません。</p> <p>「調整機能により10年程度修理なしで使用可能(使用できる)」などに揃えてはいかがでしょうか。</p> <p>Q132:Qの1行目「学齢時以上」となっており、(児)が(時)になっています。</p> <p>Q133:Aの最後の文の中ほど、「他に同様の事例がいることも考慮しておく必要があり、」の意味、意図がわかりません。</p> <p>Q144:「健康保険」という単語が使われていますが、Q3では「医療保険」が用いられています。「医療保険」に統一した方がよいと思います。</p> <p>Q145:②のやり取りはQ135で概ね述べられており、加えて、A側の最後「児童に対して」以降は誤解を生じかねないと考えます。</p> <p>③のやり取りもQ135で述べられています。②、③は削除してよいと考えます。</p> <p>Q149:Aの1行目「難判断基準」となっており、余分に(難)が書かれています。</p>
27	Q 20. 「あれば便利」な機能について、差額自己負担で対応することは、指針で示されている「デザイン等の嗜好によるもの」と同じ主旨で考えてよいのか、わかりにくくないように思われる。(指針の変更がありえるのか?)
28	児童の特例補装具(補聴器)での助言依頼で、両耳で80万円を超える高額なデジタル補聴器が出された際、サウンドリカバリーモードや、音の指向性が優れている等の理由が附せられています。(ほとんどの場合保護者は、業者が出した高額補聴器を強く望みます)構造上は重度難聴用耳かけ型ですが、多種の機能がついている高額補聴器です。差額支給にしても70万円近くの差額負担になるため、児童の療育上に必要との判断材料をどうしたらよいか苦慮しています。
29	当所での取扱いとして、Q125 重度難聴用の処方を受けている方が差額自己負担で耳あな型へ変更する場合は、その希望する耳あな型補聴器の90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値(補聴器の基本構造)が140デシベル以上の機種(重度難聴用)を確認のうえ変更を認めている。

	公開には賛成だが、各相談所で取扱いの違いがあるため、Q&Aは判定の際の考え方の参考意見であることを、周知徹底することが必要と思われる。また、取扱いが異なるケースが多いQ&Aの補装具関係業者への公開は、特に慎重に行う必要があると思われることから、行政向け（市町村等）と一般向け（補装具関係業者等）の公開を分ける等の検討が必要と思われる。
30	Q49のように曖昧な解釈で現場を混乱させることのないように、回答内容は明確にして欲しい。

問5：「補装具費支給判定基準マニュアル」の完成版に取り入れて欲しいアイデアがございましたらご意見ください。

意見した 更相数	意見
1	もっとイラストや写真を活用すれば、イメージが沸きやすいと思います。
2	PDFファイルでも公開してほしい
	各種補装具の細部の名称がついた図を入れる 各補装具の見積書の例を入れる
3	補装具事業者に公開する方向であれば、あいまいな表現に対する事業者独自の解釈が利用者に伝わってしまいトラブルを招く恐れがあるではないかと思います。
4	Q5にも関係する内容かもしれませんのが、介護保険施設の場合、リクライニング式やティルト式車椅子を備えている施設もあれば、標準的な車椅子でさえ本人に持参するようにお願いしている施設もあるようです。あくまでも参考で構いませんので、特別養護老人ホーム等の介護保険施設で標準的に備えるべき施設設備品はどの程度の車椅子なのかを掲載していただければありがたいです。
5	補装具費支給に係る事務取扱指針・要領及び算定基準は厚生労働省が規定しているものであるため、通常は、その疑義解釈は厚生労働省として発出すべきものである。 全国の身体障害者更生相談所内部で、判定業務の実務上の参考とするためにQ&A（暫定版）を活用する限りにおいては、現状の取扱いで大きな問題はないと思われる。 しかし、このQ&Aの完成版を一般に公開するのであれば、その解釈の妥当性について厚生労働省に改めて確認をとり、その旨を明記するのが適切ではないか。
	児童の補装具に関しては、更生相談所の判定ではなく、助言の対象ですので、できる限り原則の確認にとどめていただきたいと思います。
	補装具制度の変遷変更点があつた年とその内容について教えていただきたい。
7	「補装具費支給事務マニュアル 適正実施のためのQ&A」資料編にある「福祉用具支給制度選択のチャート」について、損害保険等については「自賠責」のみ触れられているが、任意保険についてもその取扱や優先順位等をわかるようにしていただきたい。 市町村で支給決定している装具に関して多く取り入れていただきたい。
	厚労省から出ているQ&Aも併せて掲載されると、活用しやすいと感じます。
	厚生労働省より出された補装具関係のQ&Aも参考資料として巻末に記載されていると便利だと思いますが、記載することに何か問題はあるのでしょうか。
10	補装具支給ガイドブックの付録にあるように、総合支援法に優先される制度である、「介護保険法」「労災」「自賠責保険」に関する通知、もしくは概要などを掲載していただきたい。
11	「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の「修理基準」の項目の中には、重複計上できないものがあります（例えば、Q66にある開閉挙上式レッグサポート（パット形状）交換とレッグサポート交換）。しかし、担当者が専門職でなかったり異動間もなくなりすると、各修理部位の定義や新規と修理では加算の項目が違うこと、重複計上できないということがわかりません。このことについて、わかりやすくまとめた内容を希望します。
12	補聴器の各修理部品の個数、修理部品の画。
13	補聴器の各修理部品の個数、修理部品の画。

14	内容には関係ないことですが、製本されたQ&Aの用紙が見る角度によっては光って読みづらいです。冊子として印刷する場合は、用紙を変更していただければと思います。他の書籍ではこのように感じたことはありません。
15	疑義が多く生じたケースやグレーゾーンに対して、厚生労働省の考え方（実際の回答）を踏まえた回答を掲載して頂きたい。 可能な範囲で画像資料の掲載を行って頂きたい。 その他：特に全国で課題になっている案件について、補装具検討委員会から厚生労働省に改善提案を行うための意見集約を行って頂きたい。
16	現暫定版において、補装具判定支援サイトQ&Aに示す見解が、十分に反映されていないと考える。個々の事例における微妙な解釈が、本Q&Aにおいても活かされるとよい。 今後作成される市町村、補装具製作業者、医療機関等に補装具支給制度の共通理解を得ることを目的とした「補装具費支給判定基準マニュアル（完成版）」は、その内容のQ&Aにおいて一定の見解を示している、テクノエイド協会が市町村の補装具費支給事務担当者向けに作成した「補装具費支給事務ガイドブック」とどう整合性をつけるのか。
17	（現在関心のあることで）FM補聴器の支給について、18歳以上で職業上の理由で認められる場合はどのような場合か、また両耳として認められる時があるのか、ご回答頂けると有難いです。 義肢・装具の完成用部品の選択について。どのような場合にその部品の選択を妥当とするか、部品の選択の仕方が知りたいです。
18	眼鏡のQ&Aを追加してもらいたい。
19	消費税率の変更に伴い、現状に合わせた表記で完成版を作成する必要がある。
20	紙質の関係か、読んでいると光が反射して目がチカチカする。 基準にありそうな既製品の算定見本（ゲイトソリューションやオルトップ等）、質問の多い補装具等の算定方法を、参考として掲載して頂きたい。
21	眼鏡に関するQ&Aは入れないのでしょうか
22	市町村の担当者によっては前任の担当者がおらず、費用の額の算定基準等に関することが分かりにくく、苦慮しているようです。算定基準等について実務的な内容を具体的に示されるとよいのではないでしょうか。
23	重度障害者用意思伝達装置の判定例（見積りも含む）や判定困難例。 (判定件数が少なく、業者もほんのわずかですので、疑問が生じやすいです。) 難病での判定例や対応困難例（件数が少ないため、多くの情報を知りたいと思っています。） 眼科にかかる補装具の判定例や修理の考え方について (判定不要としているため、各自治体で捉え方に差があるのではと思います。)
	介護保険対象者の車椅子支給にかかる考え方や調査確認のポイントについて。 (実際に介護保険事業者のカタログを見ますと、負担金は若干高いものもありますが高機能の車椅子（モジューライフ・肘掛跳ね上げ・スイングアーム付き・低床型・チルク等）を備えているので、各自治体で格差があるのではと思われます。また、サービスの限度を超える・負担金がある・要支援で貸与できなかつた等理由で市町窓口に相談されることが多いようです。)
24	関係機関に情報公開していただくことで、制度に対する考え方や各項目に対する基本的な考え方などが周知され、判定業務が円滑に進むことを期待します。また、市町限りで判断されている内容について、各自治体で捉え方/判断の仕方に差が生じている可能性もあり、総合的な判断材料として提供していただくことで地域格差の是正につながってくれればと期待します。
25	日常生活用具支給については掲載されていないが、市町村からの問合せが多いのでQ&Aを詳しく載せて欲しい。 補聴器に対するQ&Aも少ないので、充実させて欲しい。 厚労省の出しているQ&Aも参考資料として一緒に掲載すると業務に使用する際に便利である。

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分担研究報告書

機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備

研究分担者	石渡利奈	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長
研究分担者	山崎伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 義肢装具技術研究部 副義肢装具士長
研究分担者	我澤賢之	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部 研究員
研究協力者	相川孝訓	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 非常勤研究員

研究要旨 本研究の目的は、補装具利用者の社会参加・自立促進に向けて、機能区分を活かす完成用部品申請手続きのシステムを構築することである。昨年度は、システム構築の第一段階として、手続きの効率化、正確性の向上を目的として、Microsoft Excel を用いた電子申請様式を作成した。今年度は、昨年度末に実施したアンケート調査結果を基に、電子申請様式を含む全体の申請システムの改善を図るとともに、将来的な機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案をまとめた。

A. 目的

本研究の目的は、補装具利用者の社会参加・自立促進に向けて、機能区分を活かす完成用部品申請手続きのシステムを構築することである。

本システムの構築のため、本研究では、①手続きの効率化、正確性の向上を目的とした電子版申請様式の作成、②実際の運用による様式およびシステム全体の改善、③機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きシステムの提案を目標とした。

昨年度は、システム構築の第一段階として、①について、Microsoft Excel を用いた電子申請様式を作成し、本様式を用いた完成用部品申請手続きについてのアンケートを実施した。

今年度は、②について、昨年度のアンケート調査結果を基に、電子申請様式を含む全体の申請システムの改善を図り、改善版のシステムを用いた申請手

続きについて、再度アンケート調査を実施、最終的な要改善点を抽出した。

また、③に向けて、将来的な機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案をまとめた。

B. 方法

B-1. 申請システムの改善

昨年度末に実施した申請者、事前審査者を対象としたアンケート結果に基づき、今年度は、様式以外の改善に重点をおいて、主に以下の改善／変更を行った。

＜電子申請様式に関する主な変更点＞

- 昨年度の様式では、入力フォームと出力フォームを分けていたが、入力フォームの記載事項が出力フォームに反映された際、スペースが不足したり、読みにくくなるなど、

印刷に適した体裁の調整が難しいことが指摘されていた。このため、今年度の様式では、出力フォームに直接入力できるようにした。

- 昨年度は、Excel のバージョンを複数用意したが、今年度は、マイクロソフト社で 2003 のサポートが終了したこともあり、2007 で統一した。
- 電子ファイル名の付け方、電子媒体の作成方法を整理し、見直しを行った。

<記入要領に関する主な変更点>

- 今年度は、記入要領全体について、大幅な見直しを行った。
- 従来の様式の記入方法の説明に加え、申請手続き全体について、記載することとした。
- 重複した内容や項目立てを手続きの流れに沿って整理し、目次を作成した。
- 従来は、文章による説明がほとんどであったが、視覚的にもわかりやすくなるよう、様式一覧、電子媒体の作成方法などの図表を追加した。

<説明会、Web での情報提供に関する主な変更点>

- 複数回／開催地の拡大の要望を受け、2会場（東京、大阪）での開催を試験的に実施した。
- 説明会向けに、主な変更点等をまとめた PowerPoint 資料を作成し、PowerPoint を用いて説明を行った。
- Web ページ上で、申請手続き等に関して寄せられた Q&A を公開した。

B-2. 電子版申請様式を用いた申請手続きの実施

申請受付開始にあたり、申請業者を対象とした説明会を平成 26 年 7 月 22 日（東京：国リハ学院）、7 月 29 日（大阪：合同庁舎）の 2 か所で実施した。

説明会では、参加者に申請関係資料一式（記入要領、様式、記入例、参考資料）を収録した CD-R を配布し、事前審査担当者が申請全体の流れ、および様式の記入方法についての説明を行った。

また、ホームページ上に申請関係資料、および Q&A を掲載し、関係者がダウンロード／閲覧できるようにした。

資料配布後、平成 26 年 9 月 30 日を締め切りとして、申請受付を開始した。受付締め切り後、提出された申請書を基に、事前審査を行った。

B-3. 申請手続きに関するアンケートの実施

申請受付終了後、今年度申請のあった 26 社を対象に、申請手続きに関するアンケート（以下 11 項目、自由記述）を E-mail にて実施した。

アンケート項目

- 1 ブック 1
- 2 ブック 2
- 3 ブック 3
- 4 記入例について
- 5 記入要領について
- 6 添付資料（会社資料、インボイスなど輸入関係資料など）について
- 7 提出書類の PDF ファイルへの書き出しについて
- 8 電子媒体への保存方法、ファイル名変更等について
- 9 完成用部品一覧表番号について
- 10 ホームページについて
(<http://www.rehab.go.jp/ri/shinsei/shins ei.html>)
- 11 説明会について

B-4. 機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案のまとめ

本研究課題の全体会議（定例研究会：今年度 4 回開催）に出席し、他の研究分担課題で進めている機能区分整備の状況に関する情報収集、意見交換を行った。

また、厚生労働省 社会・援護局 福祉用具専門官、完成用部品指定申請の事前審査を担当する国立障害者リハビリテーションセンター関係者、完成用部品のデータベース作成、公開を担当するテクノエイド協会担当者で構成する「完成用部品に関わるワ

一クフローシステムの在り方に関する検討委員会(今年度2回開催)」に出席し、申請受付、審査、公示、データベース上での情報公開までを効率良くスムーズに進めるためのワークフローシステムについて、システムの構造等の検討を行った。

以上を基に、将来的に、HP等で申請を受け付ける電子申請を想定し、かつ機能区分を取り入れた完成用部品指定システムの構成案をまとめた。

C. 結果

C-1. 申請システムの改善

電子申請様式に関する変更点として、出力イメージの様式の中に、直接申請内容を記入できるよう、図1に示すような入出力フォームを作成した。

図1 入出力フォームイメージ

また、作成するファイル(Excel、PDF、JPEGの3種類 内容は、後掲の表2参照)を以下とし、ファイル名のつけ方を表1のように指定した。

<Excel ファイル>

- ブック1
- ブック2
- ブック3

<PDF ファイル>

- 様式:A-1、A-2、A-4~7 (まとめて1つのPDFファイルを作成)
- 添付資料

- 1 会社概要 (申請事業者の概要がわかるパンフレットなど)
- 2 部品概要 関係資料 (組み立て調整法などの日本語使用マニュアル、カタログ等)
- 3 工学的試験評価 関係資料 (試験報告書、試験結果証明書、試験機・試験装置関連資料など)
- 4 インボイス等輸入通関の際の金額の証拠となる書類の写し ※印刷物でも可
- 4 学会等の文献又は国内・海外での使用実績 (販売実績) 等

<JPEG ファイル>

- 申請部品の写真データ

表1 ファイル名一覧

種類	内容	ファイル名	例
EXCELファイル	ブック1	「申請事業者名」.xlsx	国リハ製作所.xlsx
	ブック2	「新規/変更/削除/価格変更+申請番号」.xlsx	新規001.xlsx、変更002.xlsx
	ブック3	「完成用部品一覧表番号」.xlsx	H26050001.xlsx
PDFファイル	様式A-1	「申請事業者名+A-1」.pdf	国リハ製作所A-1.pdf
	様式A-2	「申請事業者名+A-2」.pdf	国リハ製作所A-2.pdf
	様式A-4	「新規/変更+申請番号」.pdf	新規001.pdf、変更002.pdf
	様式A-5		
	様式A-6		
	様式A-7		
JPEGファイル	インボイス	「対応するブック2、またはブック3のファイル名+_INVOICE」.pdf	新規001_INVOICE.pdf、変更002_INVOICE.pdf、H26050001_INVOICE.pdf
	部品の写真	「新規+申請番号」.jpg	新規001.jpg、新規002.jpg